用途地域の形態規制

					斜線制限 前面道路に おりままままままままままままままままままままままままままままままままままま				日影規制				
	建蔽率		容積率	高さ制限	まる容積率 算定係数	前面道路斜線	隣地斜線	北側斜線	日影が規制される建築物	規制され (敷地境界線 5mを超え 10m以内の範囲	1る範囲 の水平距離) 10mを超える 範囲	測定水平面 (平均地盤 面からの高さ)	その他の 区域 ※ 3
第一種低層住居専用	地域		100%	10m			_	5m + 1.25/1	軒高が7mを超 えるか、または 地上3階以上 の建築物	4時間以上	2. 5時間以上	1. 5m	
第一種中高層住居専用地域		60% 	150%	20m (高度地区)	0.4	1.25/1				3時間以上	2時間以上	4. 0m	22条区域 : (防火地域 ・ 準防火地域 を除く区域
			200%							4時間以上	2. 5時間以上		
第二種中高層住居専用地域				25m			20m + 1.25/1		高さが10mを 	4時間以上			
第一種住居地域	第一種住居地域		200% -	(高度地区)			ļ		超える建築物		2. 5時間以上		
準住居地域				% 2									
近隣商業地域		80% -				1.5/1	31m + 2.5/1			5時間以上	3時間以上		
			400%	35m (高度地区) ※2	0.6 <u>.</u>				規制対象外				
準工業地域		60% -	200%	25m					高さが10mを 超える建築物	5時間以上	3時間以上	4. 0m	
工業地域			200%	(高度地区)						規制対象外			
無指定地域 ※1	50 赤	50%	100%		- 0.4 -	- 1.25/1 -	20m +		 高さが10mを 超える建築物	4時間以上	2. 5時間以上	4. 0m	
	200 60 緑	60%	200%	<u> </u>			1.25/1			<u>.</u>			<u> </u>
	200 60 橙		200%		· 0.6 ·	- 1.5/1	31m + -	<u>.</u>		5時間以上	3時間以上		
	70 青	70%	200%		0.0	1.0/1	2.5/1						

まちづくり推進課

都市計画係

開発建築課

建築指導係

(担当課:開発建築課 建築指導係)

・建築協定区域は、朝霞市根岸台3丁目997番地14他(平成29年1月6日告示)の1箇所となります。

(担当課:まちづくり推進課 都市計画係)

- ※1 無指定地域の建ペい率の欄に記載のある色は、まちづくり推進課 都市計画係でご確認ください。
- ※2 第一種住居地域および商業地域の一部は、高度地区の指定区域から除いております。
- ※3 防火地域・準防火地域、地区計画区域、土地区画整理事業区域については、別途規制があります。

作成日:平成30年6月20日